

議案第 77 号

関市附属機関設置条例の一部改正について

関市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市学校規模適正化審議会を設置するため、この条例を定めようとする。

関市附属機関設置条例の一部を改正する条例

関市附属機関設置条例（平成25年関市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の附属機関の表関市教育振興計画策定委員会の項の次に次のように加える。

関市学校規模適正化審議会	小中学校の学校規模について審議すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民の代表者 (3) その他教育委員会が必要と認める者
--------------	----------------------	-------	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

教育振興計画策定委員会委員	日額	6,500
---------------	----	-------

を

」

「

教育振興計画策定委員会委員	日額	6,500
学校規模適正化審議会委員	日額	6,500

に

」

改める。